

Q12 積極的な生徒指導の取組と人権教育とはどのような関係にありますか。

5 **A** 積極的な生徒指導の取組とは、生徒指導本来の意義である「個々の児童生徒の自己指導能力の育成」をめざす取組であり、この取組は学校において一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動と相通じるものです。

【積極的な生徒指導の取組と人権教育】

10 自己指導能力の育成とは、生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるような資質・能力・態度を育むことです。

[第三次とりまとめ] では、学校における生徒指導は「個々の児童生徒の自己指導（能）力を伸ばす積極的な面にその本来の意義があり、全ての児童生徒の人格のよりよき発達を目指す」（在り方編P12）と示しています。

15 この積極的な生徒指導の取組は「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、互いに相通ずるもの」（在り方編P12）であるといえます。また、このことは「暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資する」（在り方編P12）ことになると考えられます。

20 児童生徒自身が運動会等の学校行事、あるいは清掃活動等の日々の教育活動の場面で、自他の役割を理解し、目標を達成するために自ら人間関係を構築して、それを生かしながら見通しを持って活動できるよう意図的に個別指導や集団指導を行うことは、積極的な生徒指導の取組といえます。

このような取組を通して、児童生徒が望ましい人間関係を形成し、人権感覚を育み、それが具体的な態度や行動に現れるようになることは、人権教育の目標を達成することにつながります。

【自己指導能力の育成と集団づくりの取組】

25 学校における生徒指導は「学校生活が、児童生徒一人一人にとって、また、学級や学年、学校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としている」（在り方編P12）と示しています。自己指導能力は、児童生徒が学校・学級での生活や学習活動の中で、受容的・共感的・支持的な人間関係を構築し、自己存在感を高め、自己決定や自分自身の行為への責任の大切さに気づくことを通して育成されます（次頁参照）。よって学級経営や教科指導、部活動指導等での集団づくりの取組が重要となります。互いに学び合い高まり合うことのできる集団づくりを通して、その中で
30 児童生徒自身が自己指導能力を高めることの大切さに気づくことが必要なのです。

教科ごとに担当者が異なる中学校等においては、自己指導能力育成の観点から学級経営や授業づくり等における課題を教職員間で共有し取り組む必要があります。教職員は日々の関わりを通して児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒が学びの達成感を持てるよう取り組むことが重要です。

35 なお、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などへの対処療法的な対応、いわゆる消極的な生徒指導の側面についても、人権尊重の理念に立った問題解決の取組や児童生徒への配慮・支援が必要です（Q13参照）。

ふりかえり

積極的な生徒指導を進めるため、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組みればよいと考えますか。

参考資料 生徒指導の目的 「中学校（高等学校）生徒指導の手引」 島根県教育委員会

生徒指導の目的は、すべての生徒が社会の一員として個性の伸長を図ることを目指すところにある。学校生活が、生徒一人一人にとっても、学級（ホームルーム）や学年、更に学校全体といった様々な集団にとっても、有意義で充実したものになるように積極的に指導・支援すること（積極的な生徒指導）を大切にしなければならない。

ともすると、生徒指導は生徒の問題行動や不登校などに対する予防的な対応やそれが発生してからの対症療法的な対応についても、的確に行う必要があることは言うまでもない。しかし、こうした対応については、生徒指導の目的からすると消極的な生徒指導といえる。

参考資料 積極的生徒指導の取組と人権教育（在り方編P13）

